

## 地方分権提案を踏まえた検討①

### 提案事項

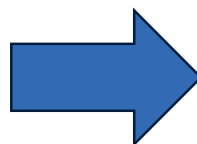
#### □ 家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること

##### 【具体的な支障事例】

現行の家畜法では、家畜以外の飼養下にある鳥類（以下「飼養鳥」という。）について、法に基づき検査が実施できるにも関わらず、その結果、感染が確認された場合の殺処分等防疫措置などの対応については規定されておらず、家畜に伝染するおそれがあると認める場合においても、必要な防疫措置が行えない。

### 現 行

- ✓ 家畜伝染病予防法では、家畜伝染病のまん延防止に必要なやむを得ない措置として殺処分をもとめる場合は、対象を家畜に限定
- ✓ まん延防止の観点から、家畜以外の動物で鳥インフルエンザ等の伝染性疾病が確認された場合、消毒及び通行制限、注射・投薬等の防疫措置を行うことが可能



### 提案内容

- ✓ 同法第5条第3項により検査を実施した家畜以外の飼養動物（高病原性鳥インフルエンザの場合であれば、飼養鳥）について、家畜伝染病のまん延防止のため必要がある時（隔離等の適切な飼養管理ができない、と家畜防疫員が判断した時）は、殺処分等防疫措置に係る命令を可能とする規定を新設すること。

### 一次回答

家畜伝染病予防法は畜産の振興のため、家畜伝染病のまん延防止に必要なやむを得ない措置として、**家畜に限定して殺処分**をもとめている。

一方、動物園の飼養鳥等は、恒常的な出荷や素畜の導入等の**流通は行われておらず**、一般的には**個体毎に管理**されていると考えられるところ、その飼養形態を踏まえれば、**動物園の飼養鳥等から家畜伝染病がまん延するおそれは低いと考えられる**ことから、殺処分という財産権の制約を伴う措置をもとめる必要性が低いと考える。

また、家畜以外の動物が鳥インフルエンザ等の伝染性疾病にかかっていることが発見され**当該疾病が家畜にまん延するおそれが高い場合**や**家畜以外の動物における鳥インフルエンザ等の伝染性疾病のまん延による当該病原体の拡散を防場所・モノ・車両等の消毒及び通行制限（第10条、第25条の2）、注射・投薬（第31条）等の防疫措置を行うことが可能止する必要があるときは**、同法に基づき、であるため、**殺処分をもとめずとも、家畜以外の動物に起因する家畜伝染病のまん延は防ぐことが可能**である。この点で、ご提案の、「家畜に伝染するおそれがあると認める場合においても、必要な防疫措置が行えない。」は事実誤認である。

なお、ご提案のように、仮に飼養動物について、家畜防疫員の判断で殺処分可能との規定を新設するのであれば、所有者には、家畜伝染病の発生予防・まん延防止措置のため、同法に定める飼養の報告、飼養衛生管理基準遵守、患畜等の通報等がもとめられ、これらの指導等も必要と考えており、実効性の観点からも極めて困難である。

重点18: 家畜以外の飼養動物に係る都道府県知事の防疫措置命令を可能とすること(農林水産省)

## 地方分権提案を踏まえた検討②

### 一次回答を踏まえた提案団体の見解

- 動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針（以下「指針」という。）において、動物園での飼養状況として、「野鳥との接触を防ぐことが困難な飼養環境（野外の池等）」が想定されている。このような環境では、野鳥から動物園の飼養鳥等への感染のリスクは高いと考えられ、指針においても日頃から監視を求めている。このため、家きんへ家畜伝染病がまん延するおそれは低いとは言えないと考える。
- 動物園の家畜以外の飼養鳥等で高病原性鳥インフルエンザが発生した場合等において、都道府県がその施設のまん延防止対策の確認を行った上で、対策が不十分であった場合には殺処分等の実施を判断する必要があると考える。
- 施設のまん延防止対策が適切に出来ていない場合は、家畜防疫員の判断で適切に防疫措置（必要に応じて殺処分）が行えるよう、家畜以外の飼養鳥等についても、家伝法に基づき必要な防疫措置が行えるように明記していただきたい。
- 家伝法に基づく殺処分を規定することが難しい場合は、家畜以外の飼養鳥等の飼養者に対し、自主淘汰を要請することができるよう整理されたい。
- なお、指針には、動物園等で飼育されている家きんについては家伝法に基づく対応が規定されているが、家きん以外の飼養鳥についてはその規定がない。上記防疫措置の明記とあわせて、指針の内容についても、環境省との調整を行っていただきたい。

### 二次回答

30

- 家畜伝染病予防法は、**畜産の振興**のため、家畜伝染病のまん延防止に必要なやむを得ない措置として、**家畜に限定**して殺処分を求めている。
- 動物園等の飼養鳥において高病原性鳥インフルエンザが発生した場合であっても、飼養羽数、飼養密度、飼養形態等を考慮すると、**ウイルス増殖や畜産との接触機会の観点**から、養鶏場へ**まん延するリスクの程度は低い**と考えられる。
- 動物園等の飼養鳥は、経済以外の自然環境、動物愛護、文化財保護、外交等の観点からも価値を考慮する必要があり、家畜防疫員のみに殺処分の可否を判断する責任を負わせるのは、**畜産の振興という法の目的を超える**ものであり、適切ではないと考える。
- 「セーフティーネットとして、家畜以外の飼養動物に対する殺処分等の防疫措置命令を可能とすべきではないか。」との提案募集検討専門部会からの御指摘については、仮に家畜伝染病の発生が確認された際、家畜以外の飼養動物に対する殺処分を実施するまでの間には**関係部局との調整等に時間を要する**ことが想定されるところ、野鳥等の侵入防止対策といった**発生予防を推進**することがより効率的かつ効果的であり、**殺処分以外のまん延防止策を迅速に講ずることで、家畜にまん延するリスクは軽減できるもの**と考える。
- 迅速な防疫措置を実施する観点から、動物園等の飼養鳥の所有者に対して、飼養状況、発生状況等を考慮し、自主的な殺処分を含めた防疫措置を要請できるような運用を検討したい。

## 地方分権提案を踏まえた検討③

### アンケート結果の概要

本件について、問題点をより詳細に把握し、適切な問題解決を図るため、都道府県にアンケートを実施

- 調査時期：令和6年8月21日～令和6年9月3日
- 調査対象：47都道府県
- 回答数：47都道府県

- ◆ これまで動物園等において、家畜以外の飼養動物で特定家畜伝染病が確認された事例があった都道府県は**13団体**
- ◆ 現行の規定で家畜へのまん延防止は対応可能とした都道府県は**33団体**
  - ・ 発生があった13団体のうち、11団体（1団体は未回答）
  - ・ 発生がない34団体のうち、22団体
- ◆ 現行の規定に追加の防疫措置が必要と回答した都道府県は**13団体**
  - ・ 発生があった13団体のうち、1団体
  - ・ 発生がない34団体のうち、12団体
- ◆ 発生があった13団体のうち追加の防疫措置が必要と回答した1団体は、**通知等に基づく①消毒の指導、②移動制限・隔離の指導、③自主とう汰の要請ができる規定が必要**と回答
- ◆ **発生がない34団体のうち**追加の防疫措置が必要と回答した複数団体は、①消毒の命令又は指導、②移動制限・隔離の命令又は指導、③殺処分の命令又は自主とう汰の要請ができる規定が必要と回答
- ◆ 発生があった13団体のうち10団体は、実際に防疫措置を講ずるに当たって、**関係部局との調整**に苦労したと回答
- ◆ 発生がない34団体のうち追加の防疫措置が必要と回答した12団体においても、多くの団体が家畜以外の飼養動物の殺処分を**家畜防疫員の判断**により可能とする規定を設ける場合、自然環境、動物保護、動物愛護、文化財保護、外交などの観点から、**関係部局、所有者との調整**が必要と回答

## 地方分権提案を踏まえた検討④

### アンケート結果を踏まえた対応

- ◆ 発生があった13団体のうち10団体は、実際に防疫措置を講ずるに当たって、**関係部局との調整**に苦労したと回答（再掲）



**迅速な防疫措置を実施**する観点から、動物園等の飼養鳥の所有者に対して、飼養状況、発生状況等を考慮し、関係部局と調整の上、**自主的な殺処分を含めた防疫措置を要請**できるような運用を検討する。

32

- ◆ 発生がない34団体のうち追加の防疫措置が必要と回答した12団体においても、多くの団体が家畜以外の飼養動物の殺処分を**家畜防疫員の判断**により可能とする規定を設ける場合、自然環境、動物保護、動物愛護、文化財保護、外交などの観点から、**関係部局、所有者との調整**が必要と回答（再掲）



家畜伝染病予防法の所掌を超える対応については、より円滑な防疫措置が講じられるよう、関係省庁と検討を進める。

## 地方分権提案を踏まえた検討（参考資料①）

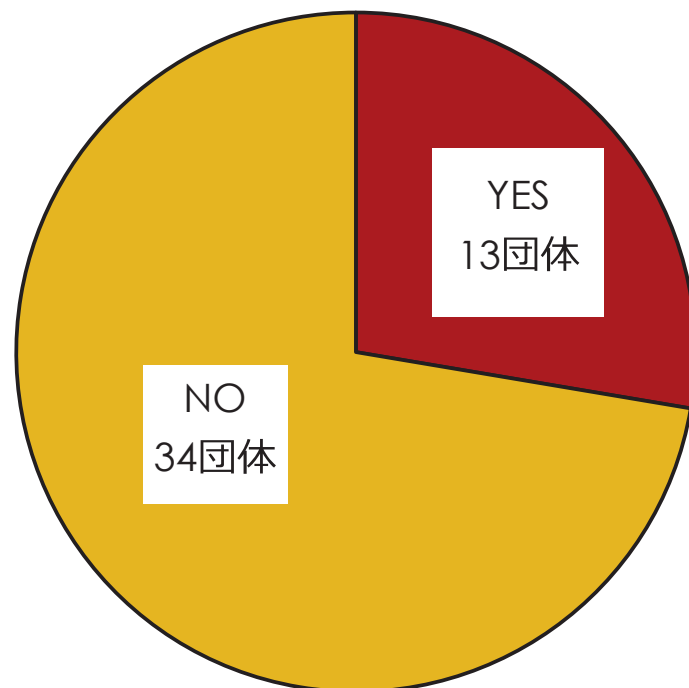
本件について、問題点をより詳細に把握し、適切な問題解決を図るため、都道府県にアンケートを実施

### アンケート結果の概要①

■ これまで動物園等において、家畜以外の飼養動物で特定家畜伝染病が確認された事例があった都道府県は13団体

- ◆ 調査時期：令和6年8月21日～令和6年9月3日
- ◆ 調査対象：47都道府県
- ◆ 回答数：47都道府県

1. これまで動物園等において、家畜法に規定される家畜以外の飼養動物で特定家畜伝染病（飼養鳥であれば高病原性鳥インフルエンザ）が確認された事例はあったか。



## 地方分権提案を踏まえた検討（参考資料②）

### アンケート結果の概要②

- ◆ 現行の規定で家畜へのまん延防止は対応可能とした都道府県は**33団体**
  - ・ 発生があった13団体のうち、**11団体**
  - ・ 発生がない34団体のうち、**22団体**
- ◆ 現行の規定に追加の防疫措置が必要と回答した都道府県は**13団体**
  - ・ 発生があった13団体のうち、**1団体**
  - ・ 発生がない34団体のうち、**12団体**

2. 現行の家伝法の規定及び動物園等における飼養鳥に関する高病原性鳥インフルエンザへの対応指針で、家畜以外の飼養動物から家畜へのまん延防止は対応可能か。

3. 現行の規定に追加の防疫措置が必要か。

|       | YES | NO |     |
|-------|-----|----|-----|
| 発生団体  | 11  | 1  | 12※ |
| 非発生団体 | 22  | 12 | 34  |
|       | 33  | 13 | 46  |

|       | YES | NO |    |
|-------|-----|----|----|
| 発生団体  | 1   | 12 | 13 |
| 非発生団体 | 12  | 22 | 34 |
|       | 13  | 34 | 47 |

※ 発生があった13団体のうち 1 団体は未回答

## 地方分権提案を踏まえた検討（参考資料③）

### アンケート結果の概要③

- ◆ 発生があった13団体のうち**追加の防疫措置**が必要と回答した1団体は、**通知等に基づく**①消毒の指導、又は②移動制限・隔離の指導、若しくは③自主とう汰の要請ができる規定が必要と回答
- ◆ 発生がない34団体のうち**追加の防疫措置**が必要と回答した複数団体は、①消毒の命令又は指導、②移動制限区域・隔離の命令又は指導、③殺処分の命令又は自主とう汰の要請ができる規定が必要と回答

#### 4. 現行の規定に追加で必要と考える防疫措置はどれか。

|                            | 発生団体 | 非発生団体 | 計    |
|----------------------------|------|-------|------|
| <b>家畜以外の飼養動物の消毒</b>        |      |       |      |
| ① 命令※1                     | 0/13 | 6/34  | 6/47 |
| ② 指導※2                     | 1/13 | 4/34  | 5/47 |
| <b>家畜以外の飼養物の移動制限又は隔離</b>   |      |       |      |
| ① 命令※1                     | 0/13 | 5/34  | 5/47 |
| ② 指導※2                     | 1/13 | 5/34  | 6/47 |
| <b>家畜以外の飼養動物の殺処分・自主とう汰</b> |      |       |      |
| ① 殺処分の命令※1                 | 0/13 | 5/34  | 5/47 |
| ② 自主とう汰の要請※2               | 1/13 | 4/34  | 5/47 |
| <b>その他</b>                 | 0/13 | 2/34  | 2/47 |

※1 法律に基づくもの

※2 通知等に基づくもの



## 地方分権提案を踏まえた検討（参考資料④）

### アンケート結果の概要④

- ◆ 発生があった13団体のうち10団体は、実際に防疫措置を講ずるにあたって、**関係部局との調整**に苦勞したと回答
- ◆ 発生がない34団体のうち追加の防疫措置が必要と回答した12団体においても、多くの団体が家畜以外の飼養動物の殺処分を**家畜防疫員の判断**により可能とする規定を設ける場合、自然環境、動物保護、動物愛護、文化財保護、外交などの観点から、**関係部局、所有者との調整**が必要と回答

5. 発生があった13団体において、防疫措置を講ずるにあたって、苦勞した点はどれか。（複数選択可）

|                 |    |
|-----------------|----|
| 関係部局との調整        | 10 |
| 飼育動物の所有者への説明    | 5  |
| 防疫資材の調整や隔離施設の不足 | 4  |
| 費用負担            | 1  |
| 特になし            | 1  |
| その他             | 2  |

6. 家畜以外の飼養動物の殺処分を**家畜防疫員の判断により可能とする規定**を設ける場合、自然環境、動物保護、動物愛護、文化財保護、外交などの観点から、どのような調整が必要となると考えますか。（複数選択可）

|               |   |
|---------------|---|
| 所管する関係部局等との調整 | 8 |
| 飼養動物の所有者との調整  | 8 |
| 住民への説明        | 3 |
| その他           | 4 |



## 地方分権提案を踏まえた検討（参考資料⑤）

### アンケート結果の概要⑤

#### 7. 発生がない34団体のうち追加の防疫措置が必要と回答した12団体の主な意見

- 保護動物などは、要請であっても国の判断が必要なケースがあると考える。
- 愛玩動物の飼養者等へ理解（家伝法への理解醸成）を得る仕組みづくりが必要
- 感染鳥が確認されている以上、ウイルスが拡散するリスクを低減するために消毒等を実施する旨指導することは必要と考える一方で、休業した際の経営への補償、手当金交付（現行の家伝法に基づき適切な飼養管理をしていなかった場合の減額を適用する場合は飼養衛生管理基準に準じた義務をさせるのか及びその確認方法）に対しどのように対応するか懸念されるところであり、またそのための行政コストをかけることが妥当かについては十分精査する必要がある。
- 家畜防疫員からの命令は現行のまま（家畜のみ）で、家畜以外の飼育動物の場合は、動物の所有者が主体となって、殺処分、汚染物品の処理を行うよう仕組み（環境省によるマニュアル等の整備）が必要
- 希少種対応に係る調整
- 愛護を含めた住民感情等を考慮すると、記載の項目全てにおいて調整が必要

# 財産区の土地を森林の施業・管理を目的として 信託可能とすること (管理番号231)

令和6年9月  
総務省 自治行政局 行政課  
林野庁 森林整備部 計画課

# 森林の施業・管理を目的とした信託を可能とするについて

## 第166回提案募集検討専門部会（R6.7.24）における御提案

- 森林の施業・管理を目的とした信託を可能とすることは、財産価値の向上と森林の荒廃防止という両面の効果が期待できる。信託にはリスクもあるため、そのことを地方公共団体に情報提供をすることが大切であることから、どのような注意喚起をするかも含めて、積極的に検討してほしい。
- 本提案を早期に実現するため、年度内に政令改正を行ってほしい。

## 対応の方向性

- 信託は、信託期間の終了時に債務を負担することがあり得るといったデメリットも考えられることから、森林の施業・管理を目的とした信託契約を行うに当たっては、当該森林の樹種・林齢といった経済的価値を把握し、十分な木材需要や販売先を見据えた信託設計を行う必要があること、また、森林の経営は数十年と超長期であり、木材価格の変動等によっては収益がマイナスとなるといった見通しきれないリスクがあることを助言してまいりたい。
- また、本提案の実現のために必要な政令改正については、年度内に改正できるよう作業を進めてまいりたい。

# (参考) 森林の施業・管理を目的とした信託を可能とした場合に考えられる メリット・デメリット及びご提案への回答について

第166回提案募集検討  
専門部会 (R6.7.24)  
提出資料

## 考えられるメリット

- 地方公共団体等が所有する森林の施業・管理の手法を多様化することにより、周囲にある民間の森林と一体的に施業・管理を行うことが可能となり、効率的な森林管理や木材販売収入の増加が期待。

## 考えられるデメリット

- 森林の経営は数十年単位と超長期であり、十分な木材需要や販売先を見据えた経営が行われなかった場合、投入した資金に見合った収益を上げることができず、その運用状況によっては債務負担を引き受けなければならないことがあり得る。

## 回答

- ご提案の森林の施業・管理を目的とした信託を可能とすることについては、**民間活力の活用による財産の有効活用が期待できる等のメリットが考えられる**ことから、関係省庁とも連携し、**要望を踏まえた必要な対応を検討してまいりたい**。
- ただ、その際には、信託終了後に債務を負担することとなるといったデメリットも考えられることから、地方公共団体に対し留意すべき事項を周知してまいりたい。

- 地方自治法上、地方公共団体の財産は、その適正な管理を担保するため、貸付け、処分、私権の設定等の行為については、一定の制限が設けられているところである。
- このため、地方公共団体の財産を信託することについても、原則禁止されているが、**普通財産である土地については、当該地方公共団体を受益者として、以下を目的とする場合に限り、議会の議決を経た上で信託することが可能とされている。**
  - ① 信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地の管理又は処分を行うこと。(例：信託した公有財産に県民文化センターを建設し、その賃料収入等から配当を実施)
  - ② ①に掲げる信託の目的により信託された土地の信託の期間の終了後に、当該土地の管理又は処分を行うこと。
  - ③ 信託された土地の処分を行うこと。

○地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）  
（普通財産の管理及び処分）

第二百三十八条の五 普通財産は、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、若しくは出資の目的とし、又はこれに私権を設定することができる。

2 普通財産である土地（その土地の定着物を含む。）は、当該普通地方公共団体を受益者として政令で定める信託の目的により、これを信託することができる。

3～9 （略）

○地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（抄）  
（普通財産の信託）

第百六十九条の六 地方自治法第二百三十八条の五第二項に規定する政令で定める信託の目的は、次に掲げるものとする。

一 信託された土地に建物を建設し、又は信託された土地を造成し、かつ、当該土地（その土地の定着物を含む。以下この項において同じ。）の管理又は処分を行うこと。

二 前号に掲げる信託の目的により信託された土地の信託の期間の終了後に、当該土地の管理又は処分を行うこと。

三 信託された土地の処分を行うこと。

2 （略）

# 戸籍情報連携システムの利用対象事務及び利用対象者の拡大 に係る提案について（管理番号 27・45・46） ＜二次ヒアリング資料＞

---

令和6年9月18日  
法務省民事局

# 戸籍事務における戸籍情報連携システムの使用について（再掲）

## ■ 現行の制度

法務大臣の指定する市町村長は、法務省の戸籍情報連携システムと接続した各市区町村のシステム（戸籍情報システム）を使用して戸籍事務を取り扱う（戸籍法第118条第1項）。

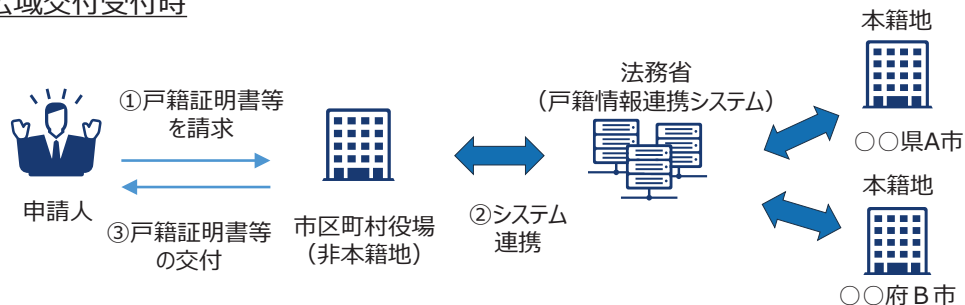
## ■ 戸籍情報連携システムの概要

- 戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）による戸籍法改正により、法務大臣が戸籍又は除かれた戸籍の副本に記録されている情報を利用することできるようになったことに伴い、法務省において整備・構築（戸籍法第121条の3）
- 改正戸籍法の施行と同日の令和6年3月1日から運用開始
- 市区町村においては、本籍地以外の市区町村に対する戸籍証明書の請求（広域交付）の処理、戸籍の届書の審査における本籍地以外の情報の参照等に利用

▶ 広範な情報を参照できるようになるため、不正利用への罰則を規定（戸籍法第133条）

## ■ 戸籍情報連携システムを利用した事務の概要

### ● 広域交付受付時



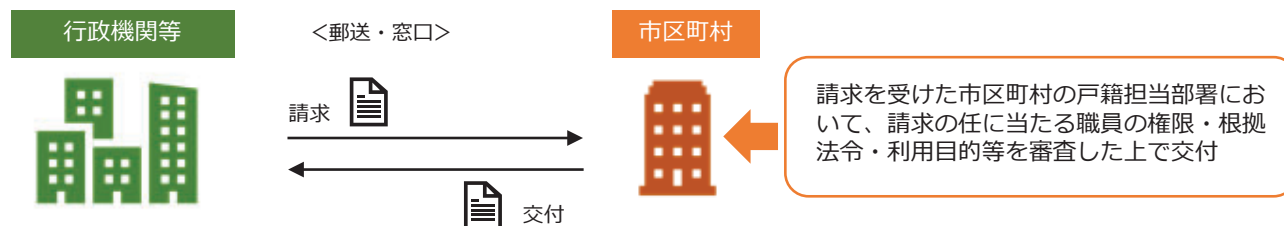
### ● 戸籍の届出時（婚姻届等）





## ■ 戸籍証明書等の公用請求

国又は地方公共団体の機関は、法令の定める事務を遂行するために必要がある場合には、請求の権限、対象事務の種類及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにした上で、戸籍証明書等の請求をすることができる（戸籍法第10条の2第2項）。



## ■ 広域交付の請求権者

本籍地以外の市区町村に対する戸籍証明書の請求（**広域交付**）ができる者の範囲は以下のとおりとなる（戸籍法第120条の2第1項）。

- ① 戸籍法第10条第1項に規定された者（戸籍に記載されている者又はその配偶者，直系尊属若しくは直系卑属のいわゆる「**本人等**」）
- ② **市町村の機関（同一市町村に請求する場合のみ）**

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第58号）による**戸籍法の改正に伴い追加**

### ＜同一市区町村で完結する場合（庁内公用請求）のみとした理由＞

戸籍証明書の交付可否を厳格に判断する必要があること、市区町村での対応の負担を考慮したもの。

## 提案に対する一次回答（管理番号 27）

### 【提案事項名】 戸籍情報連携システムの利用対象の拡大

#### ■ 提案内容

「戸籍情報連携システム」の[利用可能対象範囲を都道府県にも拡大](#)すること

#### ■ 一次回答（抄）

戸籍事務を取り扱うことがない都道府県において戸籍情報連携システムを利用して戸籍情報を閲覧することについては、戸籍法の趣旨及び扱う情報の機微度からすると困難であり、慎重な検討が求められるものとなる。

45

#### ■ 一次回答を踏まえた提案団体からの見解（概要）

- ・ 地方税法第20条の11により、納税義務者の相続人特定のために戸籍謄本を請求することが可能であることから、戸籍情報連携システムを利用して戸籍情報を閲覧することについても、地方税法上許容される。
- ・ 住民基本台帳上の情報については、総務省令で定める事務について住民基本台帳ネットワーク検索による情報取得が可能であることを踏まえると、戸籍事務を取り扱わない団体であることを理由に戸籍情報連携システムを利用できないこととする必要性は低い。一定のセキュリティを担保した上で、都道府県が利用することについて再検討すべき。
- ・ 東京都と市町村は同一税目の賦課徴収業務を行っているにも関わらず、市町村のみ広域交付による公用請求が可能となっている。郵送による公用請求では相続人の特定までに多くの時間と費用が必要であり、請求元及び請求先市町村の事務負担が大きい。
- ・ [戸籍情報連携システムの利用は困難であるとしても、戸籍証明書等の公用請求における負担軽減措置](#)を検討いただきたい。

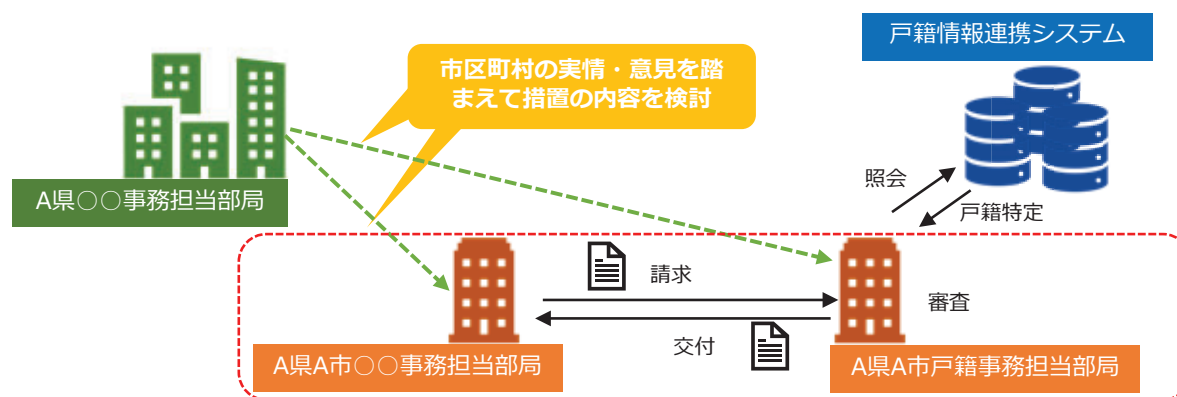
## ■ 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（概要）

- 都道府県及び市区町村の負担軽減を図る観点から、すでに構築されている同システムを利用できるよう検討すべき。
- 戸籍情報を利用する行政事務を一体的に捉え、同システムを利用できるよう検討すべき。このほか、地方自治体が抱える課題を解決するため、さまざまな方法を検討していただきたい。
- 厳密な情報管理の方策を検討するなど、柔軟な視点を持って検討していただきたい。

## ■ 二次回答（概要）

- 都道府県の地方税の賦課徴収事務における負担軽減と、広域交付を行う市区町村担当者の負担を考慮しながら、都道府県が広域交付の仕組みを利用することができるような方策の検討を進める。
- なお、戸籍は、国民の親族的身分関係を登録・公証するものであり機微性の高い情報を含むことから、公用請求は法令の定める事務を遂行するために必要がある場合に限り認めることとしている（戸籍法第10条の2第2項）。そのため、戸籍事務を担当する職員が公用請求の権限や必要性、相当性について審査した上で交付を行う仕組みは維持することが必要である。

## ■ 検討内容イメージ



## 【効果】

**都道府県：請求先の市区町村が一箇所に集約されることによる請求事務の負担減**

ただし、広域交付の公用請求主体の増に伴う、戸籍担当窓口の負担増及び利用状況を踏まえた費用負担策の検討が必要

※ 赤枠：現行の制度上公用請求による広域交付が可能な範囲

【提案事項名】住民票への旧氏の記載申請等手続きのオンライン完結を可能とすること

### ■ 提案内容

住民票に旧氏記載を求める際に、住民基本台帳法施行令第30条の14第1項、第3項にある、戸籍謄本等その他総務省令で定める書類の添付を求めている規定を廃止すること、または、[自市区町村内の戸籍情報連携システムから公用請求に基づく広域交付により戸籍謄本を発行](#)することで添付省略を可能とすることを求める。

### ■ 一次回答（抄）

提案の「または」以下の措置については、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされており（戸籍法第120条の2第2項）、実現しているところである。

### ■ 一次回答を踏まえた提案団体からの見解（概要）

- 公用請求に係る自治体での審査作業や決裁を効率化するため、戸籍情報連携システムを参照することにより戸籍謄本等の添付省略を可能とする措置を検討いただきたい。
- 住民票への旧氏の記載申請等手続における公用請求の根拠法令に疑問があり、公用請求を利用できていない。公用請求する際の根拠法令として住民基本台帳法第3条に基づくものであることを明確化し、自治体に周知していただきたい。
- 住民票への旧氏の記載等の手続のオンライン化について、具体的な措置やスケジュールを示すとともに、戸籍電子証明書の活用やマイナポータルでの申請を含めた具体的な案の検討を進めていただきたい。

※ 法務省に関する意見は黒字部分

# 提案に対する二次回答（管理番号 45）

## ■ 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（概要）

※ 管理番号 27 と同じ

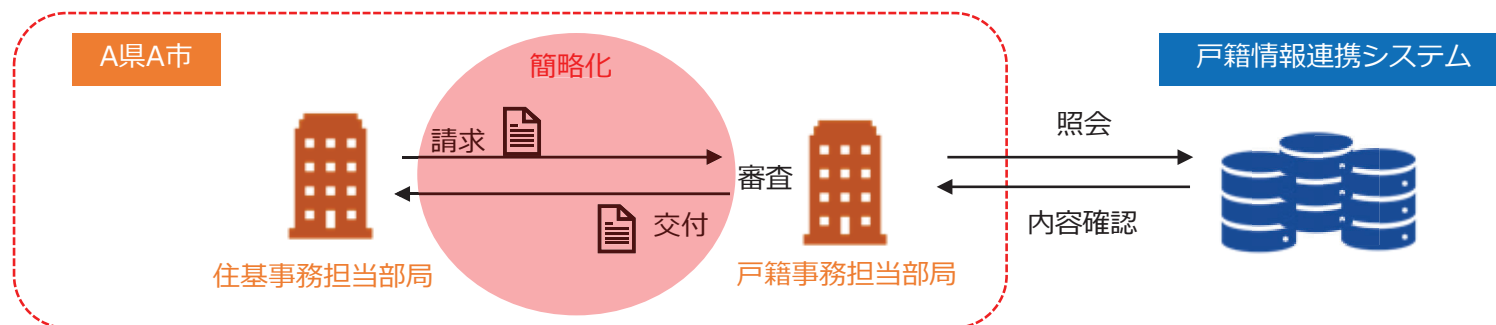
## ■ 二次回答（概要）

- 公用請求自体の事務処理の効率化について検討する必要があると考えることから、関係省庁とも簡易的な請求方法を調整することとしたい。
- なお、戸籍は、国民の親族的身分関係を登録・公証するものであり機微性の高い情報を含むことから、公用請求は法令の定める事務を遂行するために必要がある場合に限り認めることとしている（戸籍法第10条の2第2項）。そのため、戸籍事務を担当する職員が公用請求の権限や必要性、相当性について審査した上で交付を行う仕組みは維持することが必要である。

## ■ 検討内容イメージ

### <概要>

住民基本台帳事務の処理に必要な戸籍情報を庁内公用請求により確認する場合の手続の簡略化を図る。





## 提案に対する一次回答（管理番号 46）

【提案事項名】住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムの利用を可能とすること

### ■ 提案内容

住民基本台帳法に基づく事務において戸籍情報連携システムを参照、利用することが認められるよう、戸籍法施行規則第75条の3、令和6年2月26日付法務省民一第500号通達、同日付法務省民一第501号依命通知のうち必要な箇所の改正を求める。

### ■ 一次回答

戸籍情報連携システムによる戸籍情報の参照については、戸籍法に定められた届出の際の戸籍謄本等の添付を不要とするものであり、住民基本台帳法に基づく事務において利用することは認められていない。一方で、市区町村の機関がする公用請求が同一市区町村内で完結する場合は広域交付の対象とされていることから（戸籍法第120条の2第2項）、戸籍謄本の持参や本籍地への電話照会によらずしても事務処理上必要な事項の確認は可能となっている。

### ■ 一次回答を踏まえた提案団体からの見解（概要）

以下の理由により、住民基本台帳事務において戸籍情報連携システムを利用することを可能とすることについて改めて検討を求める。

- ① 住民基本台帳事務は戸籍事務と密接に関係しており、戸籍情報連携システムを利用できない合理的な理由はない。
- ② 公用請求で確認する内容と戸籍情報連携システムで確認する内容に差異がない。
- ③ 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」による行政手続の効率化の方針に反する。
- ④ 住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報と同様に事務を限定した上で利用を認めることは可能であると考えられる。
- ⑤ 「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に基づき、国民の利便性の向上及び行政運営の改善に資するものとして検討すべき。

## 提案に対する二次回答（管理番号 46）

---

### ■ 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（概要）

※ 管理番号 27 と同じ

### ■ 二次回答（概要）

※ 管理番号 45 と同じ

## <参考> 過去の類似提案に対する対応状況（再掲）

令和3年度の提案「管理不全空家の所有者特定のための戸籍謄本等の広域交付の利用範囲拡大」（管理番号R3-141）に関して以下の対応を実施した。

### 制度の現状

令和元年法律第17号による改正後の戸籍法第120条の2第1項（戸籍謄本等の広域交付を規定）においては、本籍地の市区町村以外の市区町村に対して戸籍謄本等の請求ができる者について、戸籍法第10条第1項に規定された者、すなわち、戸籍に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属のいわゆる「本人等」に限定している。

### 提案内容

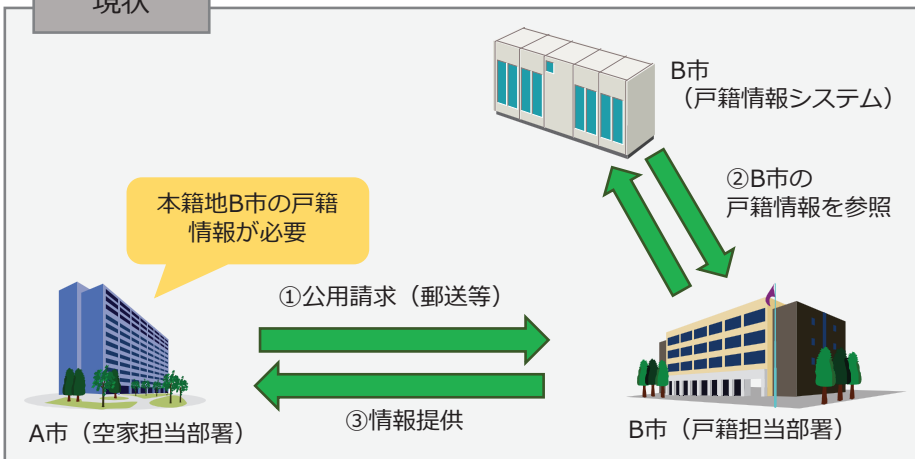
市町村の空家対策所管部局が管理不全空家の所有者を円滑に特定できるよう、空家等対策の推進に関する特別措置法第12条及び第14条等に基づく措置等を行うに当たり、公用請求においても、本籍地以外での戸籍謄本等の広域交付を可能とする。

### 対応方針

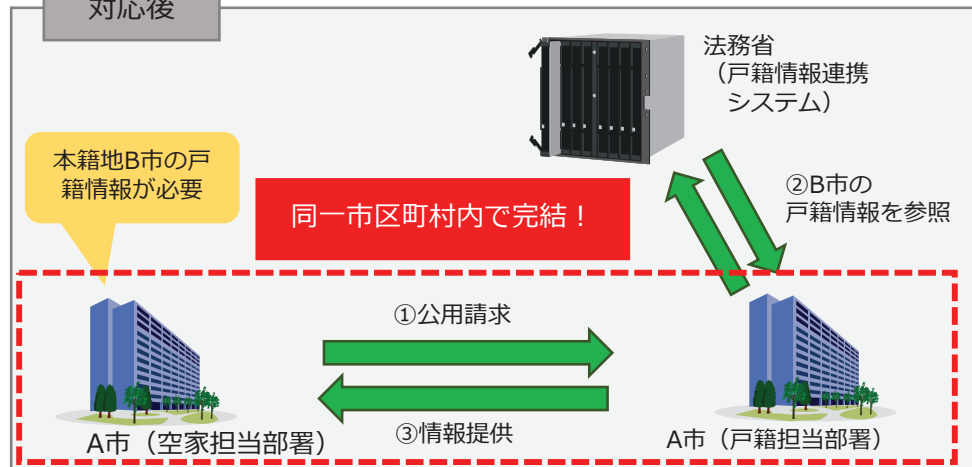
市区町村が法令の定める事務を遂行するための情報提供の求め等に係る規定に基づいて行う戸籍謄本等の請求及び交付については、戸籍情報連携システムの運用開始後、戸籍謄本等に記載されている者の本籍地にかかわらず、当該事務を行う同一市区町村内で完結できることとする。

→ 戸籍法を一部改正し、戸籍謄本等の広域交付について、市区町村による公用請求（同一市区町村の長に対するもの）を可能とする。

#### 現状



#### 対応後





# 住民票への旧氏の記載申請等手続きの オンライン完結を可能とすること

(管理番号45)



令和6年9月  
総務省自治行政局住民制度課

### 回答

旧氏の記載等の手続については、オンライン申請が可能となるよう住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）及び住民基本台帳法施行規則（平成十一年自治省令第三十五号）における必要な措置を可能な限り早期に行う。併せて、マイナポータルの活用についてデジタル庁と協議し、その結果を踏まえ、各市区町村において活用可能なオンライン申請の手法を周知する。

(参考)

## マイナポータルとは

マイナポータルは、「マイナンバーカードをキーとした、わたしの暮らしと行政との入口」として、オンライン申請や、行政機関等が保有する自分の情報の閲覧・取得、お知らせの通知などのサービスを提供しています。

### 利用者の情報閲覧機能

#### 自己情報閲覧

- 健康保険証情報
  - 税情報（所得等）
  - 薬剤情報
  - 予防接種の履歴
- などが確認できます



#### お知らせ

行政機関等から児童手当現況届や確定申告などのあなたに合ったお知らせが届きます

#### やりとり履歴の確認

あなたの情報が行政機関でどのようにやりとりされたかチェックできます



### オンライン申請機能

#### 手続の検索・電子申請

- 引越し
  - パスポート
  - 国民年金
  - 公金受取口座
  - マイナ保険証
- のほか自治体等へ様々な申請もできます

### 認証連携機能

#### シングル・サイン・オン

- (外部サイト連携)
- e-Tax
  - ねんきんネット
- などにつながります



(参考)

マイナポータルで申請できる手続

マイナポータルでは、行政手続のオンライン申請ができます。



## マイナポータルで申請できる手続の例

引越し

パスポート

国民年金

確定申告

子育て関係手続

- ・ 出生の届出
- ・ 児童手当等の額の改定の請求及び届出
- ・ 児童扶養手当の現況届の事前送信
- ・ 氏名変更／住所変更等の届出
- ・ 受給事由消滅の届出
- ・ 未支払の児童手当等の請求
- ・ 児童手当等に係る寄附の申出
- ・ 受給事由消滅の届出

介護関係手続

- ・ 要介護・要支援認定の申請
- ・ 介護保険負担割合証の再交付申請
- ・ 被保険者証の再交付申請

被災者支援関係

- ・ 罹災証明書の発行申請 etc...

その他、地域のマラソン大会など、様々な行政手続を自治体が登録し、申請を受け付けることが可能。

## (再掲)氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載

### 旧氏とは

- その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているもの

### 旧氏記載の請求、旧氏確認の方法

- 旧氏（一人一つ）の記載を希望する者は、住所地市区町村に請求する。
- 請求者は、記載を求める旧氏がその者の旧氏であることを証明するため、当該旧氏が記載された戸籍謄抄本等を持参しなければならない。

55 住民基本台帳法施行令(昭和四十二年政令第二百九十二号)(抄)

(氏に変更があつた者の旧氏の住民票への記載等)

第三十条の十四 氏に変更があつた者(住民票に旧氏の記載がされている者(以下この条において「旧氏記載者」という。)を除く。)は、住民票に旧氏の記載を求めようとするときは、住民票に記載を求める旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に当該旧氏がその者の旧氏であることを証する戸籍謄本等(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十条第一項に規定する戸籍謄本等をいう。第三項において同じ。)その他総務省令で定める書面を添付して、その者が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長(同項及び第四項において「住所地市町村長」という。)に提出しなければならない。この場合において、その者に係る住民票に旧氏の記載がされたことがあるときは、その者に係る住民票に記載がされていた旧氏が最後に削除された日以後に称していた旧氏に限り、住民票に旧氏の記載を求めることができる。

2 (略)

3 旧氏記載者は、氏に変更があつた場合には、当該旧氏記載者に係る住民票に記載がされている旧氏を当該変更の直前に称していた旧氏に変更することを求めることができる。この場合においては、当該旧氏その他総務省令で定める事項を記載した請求書に氏に変更があつたこと及び当該旧氏を当該変更の直前に称していたことを証する戸籍謄本等その他総務省令で定める書面を添付して、住所地市町村長に提出しなければならない。

4～7 (略)

- 景観計画の策定・変更に当たり、専門家、学識経験者等からなる景観審議会等の第三者機関からの専門的知見を踏まえつつ、議論等を行うことは、景観法運用指針にも記載している通り、景観法の運用の観点から望ましいことである。

## ●景観法運用指針(平成16年12月国土交通省、農林水産省、環境省)p.10

### 6 知識の普及、人材育成及び専門家の活用

【

・・・また、景観行政団体等においては、景観形成に関する幅広い知識、経験を有する人材の育成を図り、執行体制の充実を図ることが望ましい。景観行政団体等における執行体制が必ずしも十分でない場合には、景観形成の専門家を活用することも有効であり、例えば、豊富な知識や経験、地域における景観の特性の把握が必要とされる景観計画の案の作成や、景観計画に基づく届出に係る行為に対する勧告や変更命令の検討、景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の検討、景観地区、準景観地区又は地区計画の認定の手続等に当たり、専門家、学識経験者等からなる景観審議会等の第三者機関等からの専門的知見を踏まえつつ、これを行うことが望ましい。

重点6：景観計画の策定・変更における都市計画審議会への意見聴取を不要とすること  
(国土交通省)

- 景観計画の策定・変更に当たり、専門家、学識経験者等からなる景観審議会等の第三者機関からの専門的知見を踏まえつつ、議論等を行うことは、景観法運用指針（平成16年12月国土交通省、農林水産省、環境省）にも記載している通り、景観法の運用の観点から望ましいことである。
- 一方で、景観審議会は景観法で位置づけているものではなく、地方自治体が任意で条例を定めることにより設置している第三者機関であり、そこで審議する内容についても景観法で位置づけておらず、都市計画審議会の代わりになるものではない。
- そのため、景観審議会での議論をもって、都市計画審議会への意見聴取を不要とすることはできない。



- 景観法で、景観計画の策定・変更について都市計画審議会に「意見を聴く」と規定しているのは、まず、都市計画で定める内容との整合性の確保を目的としている。
- さらに、景観法は、建築物の建築、模様替え、色彩変更を行う者に届出義務を課し、景観計画に定める建築物の意匠、色彩のマンセル値等の基準に適合しない行為を行う者に対しては、勧告、立入検査、原状回復命令、代執行などの行政処分に加え罰則も設けるなど、国民の財産権に影響を及ぼしうる性質があることから、行政機関からの一方的な権利侵害を防止するため、類似の規制事項がある関係法律と同様に、都市計画審議会への意見聴取が定められている。

●景観法(平成十六年法律第百十号)(抄)

59

第8条第2項 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

第4項 第二項第二号の行為の制限に関する事項には、政令で定める基準に従い、次に掲げるものを定めなければならない。

- 一 ...条例で同項の届出を要する行為を定める必要があるときは、当該条例で定めるべき行為
- 二 次に掲げる制限であって...規制又は措置の基準として必要なもの
  - イ 建築物又は工作物(建築物を除く。)の形態又は色彩その他の意匠の制限
  - ロ 建築物又は工作物の高さの最高限度又は最低限度
  - ハ 壁面の位置の制限又は建築物の敷地面積の最低限度
  - ニ その他...届出を要する行為ごとの良好な景観の形成のための制限

第7項 都市計画区域について定める景観計画は、都市計画法第六条の二第一項の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に適合するものでなければならない。

第8項 市町村である景観行政団体が定める景観計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即するとともに、都市計画区域又は準都市計画区域について定めるものにあつては、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するものでなければならない。

## ●景観法(平成十六年法律第百十号)(抄)

### 第九条

2 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、都市計画区域又は準都市計画区域に係る部分について、あらかじめ、都道府県都市計画審議会(市町村である景観行政団体に市町村都市計画審議会が置かれているときは、当該市町村都市計画審議会)の意見を聴かなければならない。

8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。

g0

## 【都市計画審議会への意見聴取を求めている他の法律例】

## ●都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)(抄)

第四条 市町村は、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する措置で主として都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一～四 (略)

五 緑地保全地域内の緑地の保全に関する次に掲げる事項(町村(新設)にあつては、口からニまでに掲げる事項)

イ 第八条の規定による行為の規制又は措置の基準

ロ～ニ (略)

六～十 (略)

3～5 (略)

6 市は、基本計画に第二項第五号イに掲げる事項を定める場合においては、当該事項について、あらかじめ、市町村都市計画審議会(当該市に市町村都市計画審議会が置かれていないときは、当該市の存する都道府県の都道府県都市計画審議会)の意見を聴かなければならない。

7～9 (略)

- 都市計画審議会は、国民の権利義務に影響を及ぼす事項の調査審議を前提に、その組織及び運営について、政令で基準が定められている。
- 例えば、市町村都市計画審議会の委員については、学識経験のある者及び市町村の議会の議員を含めることとされているほか、関係行政機関又は都道府県の職員、市町村の住民を加えることができる」と定められている。
- 一方で、景観審議会は、地方自治体が任意に専門的な検討のために設置している第三者機関ではあるが、組織運営についての法令の定めはないなど、都市計画審議会の代わりになるものであることが制度上担保されていない。

61

●都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令（昭和四十四年政令第十一号）（抄）

（市町村都市計画審議会の組織）

第三条 市町村都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命するものとする。

2 市町村長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは都道府県の職員又は当該市町村の住民のうちから、市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前二項の規定により任命する委員の数は、五人以上三十五人以内（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、九人以上三十五人以内）とするものとする。

4 前条第四項から第六項までの規定は、市町村都市計画審議会について準用する。この場合において、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。